

## 平成 28 年度における組織・業務の見直し対象 7 法人についての検討状況

## 〔外務省〕

○（中）国際協力機構	・ ・ ・	2
○（中）国際交流基金	・ ・ ・	6

## 〔国土交通省〕

○（中）自動車事故対策機構	・ ・ ・	9
○（中）住宅金融支援機構	・ ・ ・	11

## 〔総務省〕

○（中）郵便貯金・簡易生命保険管理機構	・ ・ ・	14
---------------------	-------	----

## 〔文部科学省〕

○（研）科学技術振興機構	・ ・ ・	17
--------------	-------	----

## 〔厚生労働省〕

○（中）労働政策研究・研修機構	・ ・ ・	19
-----------------	-------	----

【(中) 国際協力機構】(外務省)

項目	問題意識及び論点	備考
<p>1 [事務及び事業] 民間連携事業の推進</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際協力機構（以下「JICA」という。）では、<u>開発協力大綱（平成 27 年 2 月閣議決定）、日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）等に基づき開発途上国の課題解決と国内企業の海外展開等による我が国経済の活性化を目的とした各種の民間連携事業</u>を実施。同事業について、JICA 本部のほか 13 か所の国内拠点では、担当する都道府県に所在する企業への事業内容の説明や相談対応等により事業への応募を促進</li> <li>しかしながら、当該事業における <u>平成 27 年度の民間企業からの応募件数はいずれも前年度を下回っている</u>ほか、応募企業所在地は <u>大都市圏に集中している状況</u>であり、今後、様々な技術・ノウハウを持ったより多くの国内企業の事業への参加を促進することが重要</li> </ul> <p>○ 論点</p> <p><u>開発途上国の課題解決に資するという他の中小企業等支援機関にない JICA の特色を活かす観点</u>から、先行事例の分析や大都市圏以外の地域も含めた国内企業の実態を把握した上で特定の技術・ノウハウを持つ企業・業種などへの応募を積極的に促すなど、<u>より戦略的に事業を実施する枠組みを構築</u>すべきではないか。</p>	<p>○ 民間連携事業件数（採択/応募）</p> <p>[協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）] 26 年度（16/100）→27 年度（8/34）</p> <p>[中小企業海外展開支援事業（基礎調査）] 26 年度（19/122）→27 年度（22/72）</p> <p>[中小企業海外展開支援事業（案件化調査）] 26 年度（51/305）→27 年度（66/214） 等</p> <p>○ 民間連携事業の平成 27 年度までの都道府県別応募件数の割合</p> <p>[協力準備調査（PPP インフラ事業）] 東京都 71%、大阪府 11%、愛知県 7%、その他 11%</p> <p>[協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）] 東京都 53%、大阪府 8%、神奈川県 5%、その他 34%</p> <p>[中小企業海外展開支援事業] 東京都 27%、神奈川県 8%、大阪府 8%、愛知県 6%、その他 51% 等</p>

2	<p>〔事務及び事業〕</p> <p>開発援助効果に着目した目標設定</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の長の下での自立的なPDCAサイクルを機能させるとともに業務の成果を国民に分かりやすく示すためには、<u>できる限り定量的でアウトカムに着目した目標を定める必要</u>があるが、JICAの<u>現行の中期目標は、定性的な目標やアウトプットに関する目標</u>のみ</li> <li>一方、JICAでは、各援助スキーム（技術協力、有償資金協力及び無償資金協力）の<u>各事業（事業費2億円以上のもの）</u>については、<u>有効性、インパクト、持続性等の観点から事前評価、事業実施段階のモニタリング及び事後評価を実施</u></li> <li>このうち外部有識者による第三者評価の対象となる事業費10億円以上の事業の事後評価については、評価結果をA、B、C等の段階で表示するレーティングを実施</li> </ul> <p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICAの開発途上国に対する各援助スキームによる取組について、<u>開発援助に係る政策・施策と個別事業の関係性を明らかにした上で、事業評価の仕組みを活用し、例えば有効性・インパクトの評価が一定レベル以上の事業の割合など、法人の活動の成果をよりの確に示す目標を可能な限りアウトカムに着目して定量的に設定すべきではないか。</u></li> </ul>	<p>○ JICA事業のPDCAサイクルにおける評価</p> <table border="1" data-bbox="1615 280 2092 735"> <tr> <td data-bbox="1615 280 1783 379">【Plan】 事前評価</td> <td data-bbox="1783 280 2092 379">事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1615 379 1783 512">【Do】 モニタリング (事業進捗促進)</td> <td data-bbox="1783 379 2092 512">案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング（事業進捗促進）及び事業終了時点での協力成果の確認</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1615 512 1783 644">【Check】 事後評価</td> <td data-bbox="1783 512 2092 644">事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1615 644 1783 735">【Action】 フィードバック ～アクション</td> <td data-bbox="1783 644 2092 735">評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映</td> </tr> </table> <p>(注)JICA資料に基づき作成した。 ※ 事業評価結果は、JICAホームページで公表されており、評価結果は、援助スキーム、援助対象国、分野（課題）などの別で検索が可能</p>	【Plan】 事前評価	事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証	【Do】 モニタリング (事業進捗促進)	案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング（事業進捗促進）及び事業終了時点での協力成果の確認	【Check】 事後評価	事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認	【Action】 フィードバック ～アクション	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映
【Plan】 事前評価	事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証										
【Do】 モニタリング (事業進捗促進)	案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング（事業進捗促進）及び事業終了時点での協力成果の確認										
【Check】 事後評価	事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認										
【Action】 フィードバック ～アクション	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映										
3	<p>〔業務運営〕</p> <p>開発援助事業のPDCAサイクルにおける責任体制と成果の明確化</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人においては、<u>法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンス</u>により、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることが重要</li> <li><u>JICAが実施する開発援助事業のPDCAサイクルの各段階においては、</u>JICA本部、在外事務所のほか、相手国政府や実際の事業実施に当たる外務委託人材（専門家、コンサルタント等）や民間企業など<u>様々な主体が関与</u></li> </ul>									

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、各援助事業は、<u>事業を実施する国・地域への支援という側面と例えば平和構築といった開発課題解決という側面</u>があり、JICA 本部においても、地域部と課題部が協力して事業を実施</li> <li>・ これを踏まえ、次の観点からの検証が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 援助事業の PDCA サイクルの各段階において、案件管理や予算執行・管理などに係る JICA 本部の各部局、在外事務所等の責任体制は明確になっているか</li> <li>ii 各援助事業が、地域支援と課題解決という二つの側面がある中、個々の事業の成果は、JICA 組織内においてどのように整理されているか</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 論点</p> <p>法人の長のリーダーシップに基づく政策実施機能の最大化を図る観点から、目標達成に組織的に取り組むことができるよう、<u>個々の援助事業の組成、実施及び評価並びにその間における予算執行・監理も含めた組織内における責任体制と事業の成果との関係性について、明確化</u>を図るべきではないか。</p>	
4	<p>〔業務運営〕</p> <p>開発協力関係者の安全対策の徹底</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>バングラデシュのダッカ</u>において、平成 28 年 7 月 1 日（現地時間）に発生した銃撃・人質事件により、<u>JICA の調査業務に従事していたコンサルタントの邦人 8 人が死傷</u></li> <li>・ 当該事件を受け、外務省及び JICA では、これまでの安全対策に係る取組を検証し、新たな安全対策を策定するため、「<u>国際協力事業安全対策会議</u>」を設置し、8 月中にはその結果を公表予定（H28. 7. 5 外務大臣会見）</li> <li>・ 開発途上国においても、JICA 関係者を含めた全ての邦人がテロの対象となり得ることを前提とした安全対策の強化が必要</li> </ul>	<p>○ JICA 中期目標期間（見込み）業務実績等報告書（自己評価）</p> <p>[関係者に対する安全対策強化のための取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 24 時間緊急連絡体制を適切な運用や、準内部規程の追加や内部向け説明を充実</li> <li><input type="checkbox"/> 治安状況に応じた安全対策措置、海外拠点の安全対策の専門スタッフ配置、関係者への安全研修・指導、セミナー等での説明。テロ巻き込まれ防止や、誘拐や銃撃、爆発等を想定した実践的訓練を実施</li> <li><input type="checkbox"/> 機動的な安全対策により、関係者の安全を確保するための方策を講じた（エジプト、アフガニスタン、南スーダン（2013 年度）、ギニア、シエラレオネ、リベリア（2014 年</li> </ul>

		<p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>国際協力事業安全対策会議の検討結果等を踏まえた実効性のある安全対策を実施すべき</u>ではないか。</li></ul>	<p>度)、ネパール、ブルンジ、チュニジア、ブルキナファソ、<u>バングラデシュ</u>、ベネズエラ (2015 年度))。</p>
--	--	--	--

【(中) 国際交流基金】(外務省)

項 目	問題意識及び論点	備 考
<p>1 [事務及び事業] 中期目標及び「地域別事業方針」に係る定量的な目標設定</p>	<p>○ 実態、問題意識等 中期目標や「地域別事業方針」(毎年度策定)には、実施予定の事業内容が記載されているのみで、<u>個々の事業の実施を通じて目指すべき成果や目標が定量的・具体的に記載されていない</u>。このため、評価においても、各国・地域ごとに実施した個々の事業の実施内容と、在外公館における定性的な評定(A/B/C)にとどまっており、当初目指すべき目標がどの程度達成できたのかが明確になっていない。 PDCAサイクルに基づき、法人が事業を効果的・効率的に運営するためには、<u>的確な事後評価が可能となるような目標・指標の設定が必要ではないか</u>。</p> <p>○ 論点 中期目標及び「地域別事業方針」において、<u>定量的な目標を地域ごとに具体的に定めた上で、事業全体及び個別の事業毎の費用対効果に基づいて事業費の適正な地域配分を実施すべき</u>ではないか。</p>	<p>【28年度において新たに設定した数値目標】 ①文化芸術交流事業の来場者アンケートにおける「日本理解促進/関心向上」の回答割合80%以上 ②日本語学習奨励のための研修参加者の「学習意欲向上」の回答割合80%以上 ③アジアセンター事業である“日本語パートナーズ”派遣先における「日本理解促進/関心向上」及び「学習意欲向上」の回答割合80%以上</p>
<p>2 [業務運営] 海外派遣員の安全確保</p>	<p>○ 実態、問題意識等 後述のとおり、アジア文化交流強化事業では、邦人の海外派遣を増加させる目標をおいているが、現行の中期目標では「関係国との対外関係への配慮」との記載があるのみで、<u>具体的な安全対策の取り組みは示されていない</u>。</p>	

		<p>○ 論点</p> <p>近年、海外の様々な場所においてテロや政情不安等のリスクが増加していることを十分踏まえ、<u>海外派遣員の安全確保に対する配慮について、その具体的な方策等についても中期目標に記載すべき</u>ではないか。</p>	
3	<p>〔事務及び事業〕</p> <p>日本研究・知的交流事業における事業実施後のフォローアップの推進</p>	<p>○ 実態、問題意識</p> <p>「日本研究フェロープログラム」「知的交流事業」などによって、日本研究機関・日本研究者への支援や、知識人、文化人、若手人材等の招聘や交流を行い、知日・親日派の人材の育成を行っているところである。</p> <p>しかしながら、いくつかの国で <u>事業実施後のフォローアップが行われているものの、散発的な取り組みにとどまっている。</u></p> <p>また、中期目標において、実施すべき事業に加えて、「対日理解の深化」、「対日関心の維持拡大」といった長期的な視点・考慮事項は記載されているものの、<u>事業を通じて達成すべき目標は具体的・定量的に定められていない。</u></p> <p>○ 論点</p> <p><u>交流後のフォローアップを継続的・体系的に行う枠組みを構築し、行政、ビジネス界、教育界において活躍する、親日・知日派の人材の育成をさらに効果的に促進すべきではないか。</u></p> <p>こうした取り組みを継続するため、中期目標等において、実施すべき事業にとどまらず、<u>的確な事後評価が可能となるような目標・指標の設定が必要</u>ではないか。</p>	<p>【基金のフォローアップの主な事例】</p> <p>○米国の例</p> <p>米国のフェローは累計約 1300 名。年に 1 回の同学会の総会においてレセプションを主催するなどして、過去のフェローの動向を把握</p> <p>○韓国の例</p> <p>韓国のフェローは累計約 450 名。昨年度追跡調査を実施。全体の 87%にあたる 388 名の現況や連絡先を把握。また、本年 3 月にフェローの交流会を実施し、84 名が参加</p>

<p>4</p>	<p>〔事務及び事業〕</p> <p>アジア文化交流強化事業  ※実施に当たっての具体的なアウトプット目標及びアウトカム目標の設定</p> <p>※ 平成 25 年に開催された日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍首相が表明した「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア」に基づく事業</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <p>当該事業については、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに集中的に事業を実施することとしており、平成 32 年度までに、①「日本語パートナーズ」延べ 3,000 人以上を派遣する、②様々な分野における文化の担い手延べ 1,000 人超の人的交流を実施する、③様々な分野における協働事業や協働作業の成果発信事業を延べ 1,000 件以上実施又は支援する、との事業目標を掲げている。</p> <p>○ 論点</p> <p>中期目標においては当該数値目標の達成に向けた <u>具体的なアウトプット目標を設定するとともに、できる限り本事業の成果に着目したアウトカム目標を設定すべき</u> ではないか。</p>	
----------	--	--	--



【(中) 自動車事故対策機構】(国土交通省)

項 目	問題意識及び論点	備 考
<p>1 [事務及び事業] 安全指導業務の民間参入 推進に係る講師等の研修の 目標設定</p>	<p>○ 実態、問題意識等 安全指導業務等は、事業用自動車の事故防止のために、運行管理者や運 転手に対し講習・診断などを行う業務であるが、平成 25 年度の閣議決定を 踏まえ、当該業務への民間事業者参入を促進することとされたことから、 参入事業者数が年々増加している。 <u>安全指導業務等は自動車事故防止を目的とするものであることから、講 習内容等の質の確保の観点から、全国一律の方法・内容で実施されること が望ましい。</u> 自動車事故対策機構（以下、NASVA）の現行中期目標は、「安全指導業務 における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁と なる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な 取組方策を策定する。」とされているが、次期中期目標期間においては、民 間参入の促進に資する取組を具体化していく必要性。</p> <p>○ 論点 安全指導業務の民間参入の推進に当たっては、<u>NASVA が実施する民間参 入事業者への講師研修など民間参入を促進する取組</u>について、<u>事業者の要 望等も踏まえ、定量的な目標を定め</u>たうえで計画的に実施すべきではない か。</p>	<p>○安全指導業務認定団体の推移 適性診断 H28 60 者（対 H27 + 3 者） H27 57 者（対 H26 +11 者） 指導講習 H28 75 者（対 H27 +14 者） H27 61 者（対 H26 +20 者） ※H27 は H28. 3 現在、H28 は H28. 6 現 在で集計</p>

2	<p>〔事務及び事業〕 療護施設への入院希望者の待機期間短縮</p>	<p>○ 実態、問題意識等 現在、NASVA 療護施設は、<u>入院の申込みをしてから入院に至るまでの期間が長期間となっている施設がある。</u> <u>遷延性意識障害からの脱却に当たっては、早期の治療開始が効果的とのことであることから、入院希望者の待機期間を短縮する必要性。</u></p> <p>○ 論点 交通政策基本計画（平成 27 年閣議決定）においては「より効果的な被害者支援の充実方策について検討する」と定められている。 交通事故被害者団体の意向や国土交通省に設置される「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」などの検討結果も踏まえ、<u>入院及び在宅における適切な医療の提供体制の検討とともに、委託病床の増床を進めること等により入院までの待機期間の短縮を図るべき</u>ではないか。</p>	<p>○療護施設配置の現状 ・NASVA 療護センター（230 床） 東北（50 床）、千葉（80 床）、中部（50 床）、岡山（50 床） ・委託病床（60 床） 中村記念（12 床）、湘南東部（12 床） 泉大津（16 床）、聖マリア（20 床）</p> <p>○入院申込から入院に至る期間 千葉療護センター →3～4 ヶ月</p>
3	<p>〔事務及び事業〕 道路交通安全マネジメントシステムの国際規格浸透のための具体的な目標設定</p>	<p>○ 実態、問題意識等 当該法人は国際標準化機構（ISO）の国内審議団体として、国内審議委員会を開催するなどの業務を行うほか、道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO 39001）の浸透のため普及・広報活動を実施しているが、現行中期目標における本業務の目標は、「内容の一層の充実等を図る」との記述に留まっており、ISO 業務に係る具体的な目標水準に関する記述がない。</p> <p>○ 論点 次期、中期目標策定に当たっては、ISO 業務実施に関する目指すべき方向性・具体的な目標水準等を明示すべきではないか。</p>	<p>（現行中期目標の記載内容） （略）あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。</p>

【(中) 住宅金融支援機構】(国土交通省・財務省)

項目	問題意識及び論点	備考
<p>1 [事務及び事業] 良質な住宅への誘導と中古住宅流通・リフォーム市場の活性化</p>	<p>○ 実態、問題意識等 フラット 35 の利用要件に、すべての住宅に適用される建築基準法の基準を上回る技術基準を定め、良質住宅の普及を図ってきたところ。また、それよりさらにレベルの高いフラット 35S の技術基準を定め、これに適合する省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に優れた、より良質な住宅への誘導を図ってきたところである。 なお、フラット 35 及び 35S の融資実績では、新築・中古の割合は、日本全体の住宅流通の傾向とほぼ同様。 <u>良質な住宅を適切なリフォームで維持し、中古住宅流通で循環利用されるよう、住宅金融面からの誘導施策も重要である。</u></p> <p>○ 論点 <u>良質な住宅への誘導において、機構が持つ技術や培ってきたノウハウ等を活用し、中古住宅流通・リフォーム市場の活性化に資する商品開発の検討をすべき</u>ではないか。</p>	<p>(目指すべき住宅市場の姿)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住生活基本計画」 (H28. 3. 18 閣議決定)</li> </ul> <p>既存住宅流通の市場規模： 4 兆円 (H25) → 8 兆円 (H37)</p> <p>リフォームの市場規模 7 兆円 (H25) → 12 兆円 (H37)</p> <p>省エネ基準を充たす住宅ストックの割合： 6 % (H25) → 20% (H37)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル報告書」国土交通省 (H27 年 3 月)</li> <li>・「中古住宅・リフォームトータルプラン」国土交通省 (H24 年 3 月)</li> </ul> <p>新築中心の住宅市場から、リフォームにより住宅ストックの品質・性能を高め、中古住宅流通により循環利用されるストック型の住宅市場に転換する。</p> <p>(住宅を資産として活用するリバースモーゲージの普及)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住生活基本計画」 (H28. 3. 18 閣議決定)</li> <li>・「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル報告書」(H27. 3. 30 国土交通省)</li> <li>・「官民ラウンドテーブル(高齢化社会に対応した金融サービスの向上にむけて)」(H25. 5. 30 金融庁)</li> <li>・「健康・医療戦略」 (H26. 7. 22 閣議決定)</li> </ul>
2	<p>〔事務及び事業〕</p> <p>住宅金融市場における安定的な資金供給の支援とそのノウハウの提供を通じた民間金融機関の支援・補完</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <p>機構には、これまで培ってきた住宅金融に関するノウハウを活用し、<u>消費者のニーズや実情に即した新しい住宅金融サービスを提供し、新たな市場を育成するとともに、当該市場を民間金融機関が活用し、全国で継続的にサービスが提供されるように民間金融機関を支援・補完することが求められている</u>ところである。</p> <p>機構では、地方公共団体と協力し、老朽化マンションの建替え・改修の促進や密集市街地の解消を図り、安全で質の高い住宅ストックへの更新を進めるため「まちづくり融資」を活用した住宅金融面での支援を実施している。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H27. 12. 24 閣議決定)を踏まえ、安全で質の高い住宅ストックへの更新を進める観点からも、これら取組の一層の推進が求められるが、様々な利害関係者が存在するため、その調整は長期にわたることが多い。また、<u>プロジェクトの初動期においては、多くの場合、法人格のない準備組合等が主体となって調査、建築計画の検討</u></p>	<p>まちづくり融資 実績 (H19 年度以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業： 39 地区＝1 都 17 県</li> <li>・防災街区整備事業： 8 地区＝1 都 1 府 1 県</li> <li>・優良建築物等整備事業： 5 地区＝1 道 4 県</li> <li>・マンション建替え事業： 35 地区＝1 都 7 県</li> </ul>

を進めており、この段階での資金融資に民間金融機関は対応困難。

○ 論点

機構では、プロジェクトの初動期から関わって、資金計画に関する情報提供、融資実行などの経験がある。

今後は、市街地再開発事業等に主体的に取り組んでいる地方公共団体への働きかけとともに、まちづくりに関わる任意団体やNPO等の関係者に対しても、効果的に周知を図っていくことが必要。また、民間金融機関が本分野での融資に参入しやすくするため、融資実行に至る各段階において、地権者等のステークホルダー、自治体関係者、コンサルタント等の関係者と様々な調整を行い得られた知見を活用し、リスク評価や融資実行のためのノウハウ提供や技術支援などを検討できないか。

【(中) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構】(総務省)

項目	問題意識及び論点	備考
<p>1 [事務及び事業]</p> <p>満期が到来した郵便貯金、支払義務が発生した簡易生命保険の早期の払戻しや支払のための取組強化</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行中期目標期間において、<u>郵便貯金の権利消滅金発生額、簡易生命保険支払の時効完成額は増加傾向。特に平成26年度以降の増加が顕著</u></li> <li>平成26年度業務実績評価では、「預金者等への周知」の項目について、①個別周知の強化、②委託先等との連携強化、③地域限定施策を効率的に実施、などから「A」評定としているが、そもそも、預金者や保険契約者に対する周知・広報に関する定量的な目標値が未設定</li> </ul> <p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民営化以前に預入・契約された郵便貯金、簡易生命保険契約について、満期の到来や支払義務の発生を、預金者や保険契約者に的確に認識してもらい、早期の払戻しや支払に結びつけることが重要</li> <li><u>特に、郵便貯金の権利消滅は、本来国民に帰属すべき権利が結果的に消滅することとなるため、独法として、厳しく説明責任が求められることを踏まえ、</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>これまでの周知・広報の取組の効果についてより実態に即した把握が可能となる手法を検討し、<u>把握・検証</u>を行うべきではないか。  <small>※ 例えば、払戻しに来た者に対するアンケートよりも、窓口に来ない者に効果的にアプローチできる方法の検討等</small></li> <li><u>上記の結果を踏まえ、権利消滅や時効完成の減少に向けた一層有効な方法・内容を検討</u>し、具体的かつ定量的な目標を設定して取り組むべきではないか。</li> <li>上記について、次期中期目標において明記すべきではないか。</li> </ol> </li> </ul>	<p>○ 郵便貯金権利消滅発生額 (億円) (H24) 76.0 (H25) 83.3 (H26) 163.7</p> <p>○ 簡易保険支払時効完成額 (億円) (H24) 60.4 (H25) 54.3 (H26) 247.4</p> <p>○ 契約者の住所変更の手續漏れの防止策 (H26年度業務実績報告書)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易生命保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>契約内容の通知が不着 ↓</li> <li>電話確認による住所調査 ↓</li> <li>役所への照会による住所調査</li> </ul> </li> <li>郵便貯金 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務実績報告書に記述なし(追跡調査未実施)</li> </ul> </li> </ul>

2	<p>〔業務運営〕</p> <p>郵便貯金、簡易生命保険管理業務の委託先等の監督の一層の強化</p>	<p>○ <b>実態、問題意識等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度業務実績評価では、「提供するサービスの質の維持・向上」の項目について、①「ICT 環境の整備」、「監事監査報告で、内部統制システムの継続的改善が図られている旨報告」など、定性的な要素で評価、②達成水準を設定しないまま、<u>委託先等での各種不祥事案（現金過不足事故、情報管理事故、部内犯罪等）発生件数の前年度比の増減で評価</u>し、郵便貯金業務については「A」評定としている。</li> <li>なお、機構では、民間金融機関や生命保険会社での不祥事案の発生状況は未把握</li> </ul> <p>○ <b>論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>多額の郵便貯金及び多数の簡易生命保険契約の管理主体</u>として、また、<u>管理業務の委託者</u>として、委託先等における委託業務の適正な実施の確保のための取組の評価について、<u>実態に即した合理的かつ具体的な指標を設定</u>すべきではないか。</li> <li>上記について、次期中期目標において明記して取組を推進すべきではないか。</li> </ul>	<p>○ 委託先等で発生した各種事案（郵便貯金業務関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部内犯罪発覚件数 (H24) 18 (H25) 13 (H26) 14</li> <li>現金過不足事故件数 (H24) 111 (H25) 65 (H26) 36</li> <li>苦情申告数 (H24) 6,167 (H25) 6,022 (H26) 1,443</li> <li>顧客情報関連事故 (H24) 169 (H25) 73 (H26) 42</li> <li>長期未解決事案 (H24) 22 (H25) 3 (H26) 1</li> </ul> <p>○ 委託先等で発生した各種事案（簡易生命保険業務関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部内犯罪発覚件数 (H24) 5 (H25) 5 (H26) 3</li> <li>現金過不足事故件数 (H24) 128 (H25) 70 (H26) 21</li> <li>苦情申告数 (H24) 26.8 万 (H25) 33.0 万 (H26) 39.9 万</li> <li>顧客情報関連事故 (H24) 49 (H25) 61 (H26) 51</li> <li>長期未解決事案 (H24) 70 (H25) 50 (H26) 70</li> <li>支払漏れ発生率 (%) (H24) 0.089 (H25) 0.082 (H26) 0.027 (第四四半期)</li> </ul>
---	--	--	---

3	<p>[その他]</p> <p>本法人が主体的に果たすべき役割・責任の明確化</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>機構が管理することとされている郵便貯金額、簡易生命保険契約件数は、機構発足後減少を続けているものの、いまだその規模は大きく、引き続き、機構としてこれらの確実な管理、債務の履行が必要</u></li> <li>・ 一方、機構の位置付け、体制等については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 将来的には解散が前提の組織</li> <li>② 主要業務である郵便貯金、簡易生命保険管理業務は、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険に委託する仕組み</li> <li>③ 職員数 40 名のみ。大半は所管省、監督先（委託先）からの出向者</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の状況にあっても、独法（公的機関）である以上、<u>主体的かつ適切なガバナンスのもと、郵便貯金・簡易生命保険の管理、確実な債務の返済のための取組を実施していることを、国民に明確に示していく必要</u></li> <li>・ 郵便貯金・簡易生命保険管理業務について、委託先との役割・責任の分担を明確化し、機構の主体的な役割について、次期中期目標において具体的に明記すべきではないか。</li> </ul>	<p>○ 現行中期目標前文</p> <p>「日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適性かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資する」との記載のみ</p> <p>○ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（H25. 12. 24 閣議決定）</p> <p>「将来的には、管理する債務の減少の状況等を見据えた上で、本法人の解散について検討を行い、必要な措置を講ずる。」</p> <p>○ 郵便貯金残高</p> <p>(H19. 10) 132 兆円（民営化時） (H27 度末) 19 兆円</p> <p>※ 横浜銀行 12. 68 兆円、千葉銀行 11. 14 兆円</p> <p>○ 簡易生命保険契約件数</p> <p>(H19. 10) 6, 125 万件（民営化時） (H27 度末) 1, 950 万件</p> <p>※ 日本生命 2, 664 万件、第一生命 1, 333 万件</p>
---	--	--	--



【(研) 科学技術振興機構】(文部科学省)

項目	問題意識及び論点	備考																				
<p>1 [事務及び事業] 「橋渡し」機能の強化</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略 2016」において、本法人の次期中長期目標においては、「橋渡し」機能の強化につながる具体的な取組を明記することとされている。</li> <li>一方、「橋渡し」の成果を評価するためには、単に取組内容を明記するだけでなく、「橋渡し」によりどのような成果を目指すのかを、これらの取組の達成水準とともに明らかにすることが必要</li> </ul> <p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の「橋渡し」の成果を的確に評価するため、商品化に至った件数や創出された市場規模等のアウトカム目標を設定し、次期中長期目標に明記して取り組むべきではないか。</li> </ul>	<p>○ 「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)(抄)</p> <p>「来年度から新たな中長期目標期間を迎える国立研究開発法人科学技術振興機構について、中長期目標・中長期計画に独創的な新技術シーズ創出や「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記する。」</p>																				
<p>2 [事務及び事業] 論文等の文献の収集、整理、保管、提供等業務の見直し</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の科学技術関係の論文等の文献について、情報資料館筑波資料センターにおいて収集、整理及び保管するとともに、同センターの利用者に対して <u>閲覧・複写サービスを提供しているが、利用実績は低調</u></li> <li>近年、世界的なオープンサイエンスの流れ、無料でのインターネット検索サービスの台頭等から、論文等の文献を無料で入手しやすい環境が整ってきている状況もみられる。</li> <li>論文等の文献については、これまでも国立国会図書館への寄贈、移管を行っており、<u>同センターでの文献の保管等の業務は、長期的にみれば縮小していく方向</u>(法人現地視察時の説明)</li> </ul>	<p>○ 情報資料館筑波資料センターの来館者数、閲覧・複写サービスの利用料収入の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来館者数 (単位：人)</li> <table border="1" data-bbox="1671 1050 2092 1136"> <tr> <td>年度</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>70</td> <td>20</td> <td>50</td> <td>41</td> </tr> </table> <li>閲覧複写サービスの利用料収入 (単位：千円)</li> <table border="1" data-bbox="1671 1257 2092 1343"> <tr> <td>年度</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>272</td> <td>135</td> <td>111</td> <td>44</td> </tr> </table> </ul>	年度	24	25	26	27	人数	70	20	50	41	年度	24	25	26	27	収入	272	135	111	44
年度	24	25	26	27																		
人数	70	20	50	41																		
年度	24	25	26	27																		
収入	272	135	111	44																		

		<p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの利用実績が低調であること、世界的なオープンサイエンスの動向等も踏まえ、<u>本法人が独立行政法人として科学技術関係の論文等の文献を収集、整理、保管、提供する意義について再検討し、廃止も含めた業務の見直し</u>を行うべきではないか。</li> <li>上記については、次期中長期目標において明記するとともに、次期中長期目標期間のできる限り早期に見直しに着手すべきではないか。</li> </ul>																
3	<p>〔事務及び事業〕 科学技術文献情報提供事業の見直し</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術文献情報提供事業において、約750億円の繰越欠損金が発生。(政府出資金原資として整備したDBの減価償却による財務上の欠損)</li> <li>現行中長期目標期間においては、平成24年度に同事業を民間事業者に委託し、DBの情報を研究開発者等に提供することにより収入を得ているが、世界的にオープンサイエンスの流れがあり、また、無料でのインターネット検索サービスも存在</li> </ul> <p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界的なオープンサイエンスの流れ、無料でのインターネット検索サービスの動向等を踏まえ、同事業の在り方について見直しを検討すべきではないか。</li> </ul>	<p>○ 当期総利益、繰越欠損金の推移 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1615 628 2085 794"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期総利益</td> <td>340</td> <td>310</td> <td>396</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td>75,820</td> <td>75,510</td> <td>75,114</td> <td>74,793</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現行中長期目標期間は平成24年度以降</p>	年度	23	24	25	26	当期総利益	340	310	396	321	繰越欠損金	75,820	75,510	75,114	74,793
年度	23	24	25	26														
当期総利益	340	310	396	321														
繰越欠損金	75,820	75,510	75,114	74,793														

【(中) 労働政策研究・研修機構】(厚生労働省)

項 目	問題意識及び論点	備 考
<p>1 [事務及び事業] 機構が行う労働政策研究の意義、成果、労働政策への反映についての明確化</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行中期目標においては、①国が独法に実施させるべき業務に特化、②機構でなければなし得ないものに厳選、③研究テーマごとの具体的な利用目的の明確化、④労働政策への貢献度合いに関する分かりやすい指標の設定と記述されているが、いずれもその具体的な内容は不明確</li> <li>研究結果は、各府省への提出資料、審議会等での配布資料等に用いられる件数は多いものの、実際に制度改正等につながった実績は不明(各府省への提出、審議会等での配布が、研究テーマごとの利用目的なのか。)</li> <li>現行中期目標に示されている目標値(有識者アンケートでの有益度、外部評価での高評価など)の設定根拠が乏しい(毎年度、実績はそれを大幅に上回る。)</li> <li>平成26年度の業務実績評価では、実績が目標値を大幅に上回ったことをもって「S」評定を付しているが、上記のとおり、そもそも目標値の設定根拠が乏しくその妥当性は疑問</li> </ul> <p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独法として労働政策に関する研究を行う意義について国民への説明責任を果たす観点から、「独法に実施させるべき研究」、「民間企業及び大学等の研究機関ではなし得ない研究」とは具体的にどのようなものを明確に示すべきではないか。</li> <li>その上で、実施する個々の研究テーマについて、①具体的に <u>どのような政策的要請</u>があるのか(単に「厚生労働省からの要請」という外見的なものではなく)、②(他の研究機関等ではなく)機構が行う必要性</li> </ul>	<p>○ 平成27年度の調査研究実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト研究：6テーマ</li> <li>課題研究：4テーマ</li> <li>緊急調査：7テーマ</li> </ul> <p>○ 研究結果の審議会・研究会等での配布資料等としての利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度：149件</li> <li>平成26年度：224件</li> </ul> <p>※ 昨年度見直しの(中)労働安全衛生総合研究所では、調査研究の指標として、法令や基準などの改正等につながった件数を目標値に設定(同目標値をもとにした評価を業務実績評価書に記載)</p> <p>○ 目標値と実績(26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部評価で高評価：成果総数の2/3以上(実績：100%)</li> <li>有識者アンケートで有益：2/3以上(実績：96.1%)</li> <li>厚生労働省評価で高評価：80%以上(実績：100%)</li> <li>労働政策の企画立案等に貢献：成果総数の1/2以上(実績：83.8%)</li> </ul> <p>○ 平成26年度評価 上記全指標で、実績が計画値の</p>

		<p>は何か、③<u>成果を実際の労働政策の実施にエビデンスベースでどう結びつけるのか</u>（研究テーマごとの具体的な利用目的）について、<u>具体的かつ明確に示すべき</u>ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の研究の目的に照らしてより適切な評価を行うため、研究に関する指標・目標値について、より適切かつ合理的なものとなるよう整理、見直しを行うべきではないか。</li> <li>上記について、次期中期目標に明記すべきではないか。</li> </ul>	<p>120%超となっている⇒「S」</p>
2	<p>〔事務及び事業〕</p> <p>研究成果の普及、労働関係情報の収集・整理の一層効果的な実施</p>	<p>○ <b>実態、問題意識等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行中期目標及び現行中期計画では、「情報の収集・整理」の目的については概念的な記述があるのみで、<u>具体的に何を達成することを目指すのか不明</u></li> <li>他方、現行中期計画において、<u>国内情報、海外情報ともに「延べ 100 件の情報の収集・整理、HP 等での提供」との指標</u>が設定。 しかし、「HP 等での提供」と上記目的との関係は不明。また、「100 件」という目標値の設定根拠が乏しい（毎年度、実績はそれを大幅に上回る。）。</li> <li>平成 26 年度の業務実績評価では、国内・海外ともに情報の収集・整理、提供件数が目標値を大幅に上回ったこと、また、行政機関やメディアでの活用、有識者アンケートでの高評価を得ていることから「A」評定としているが、①目標値の妥当性に疑問、②行政機関やメディアでの活用、有識者アンケートは、そもそも定量的な目標値が未設定</li> </ul> <p>○ <b>論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>これまでの取組についての効果・課題の検証を行うことにより、労働関係情報の収集・整理により具体的に何を達成することを目指すのかを</u></li> </ul>	<p>○ 現行中期目標等の記述</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「労働政策研究の推進に資する」</li> <li>「時宜に応じた政策課題に機動的かつ効果的に対応」</li> </ul> <p>○ 情報の収集・整理、提供の目標値と実績（26 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内情報毎年度延べ 100 件以上(134 件)</li> <li>海外情報毎年度延べ 100 件以上(140 件)</li> </ul> <p>○ 平成 26 年度評価「A」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内・海外情報の提供件数がいずれも目標値を大幅に上回る</li> <li>行政機関で活用・メディアで引用</li> <li>有識者アンケートでの高評価</li> </ul> <p>○ 普及の目標値と実績（26 年度）</p> <p>〔ニュースレター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月 1 回発行（実績：月 1 回）</li> <li>読者アンケートで有益：80%以上（実績：89.7%）</li> </ul> <p>〔メールマガジン〕</p>

		<p><u>明確化</u>すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集・整理の目的に照らしてより適切な評価を行うため、現在指標としている「提供件数」については「普及」との関係を明確化し、また、達成水準については過去の実績等を反映したより合理的かつ妥当なものとするなど、指標・目標値の整理、見直し（実績に即して厳しく設定）を行うべきではないか。</li> <li>・ 上記について、次期中期目標において明記すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週 2 回発行（実績：週 2 回）</li> <li>・ 読者アンケートで有益：80%以上（実績：92.7%）</li> <li>・ 読者 32,500 人以上（中目期間終了時）（26 年末実績：32,888 人）</li> </ul> <p>[労働政策フォーラム]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間 6 回開催（実績：年 6 回）</li> <li>・ 参加者アンケートで有益：80%以上（実績：92.5%）</li> </ul>
3	<p>〔事務及び事業〕</p> <p>労働行政担当職員等に対する研修の位置付け等の明確化</p>	<p>○ <b>実態、問題意識等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行中期目標前文の「国が独立行政法人に実施させるべき業務」との記述に関し、<u>本法人に行わせるべき労働行政担当職員等に対する研修は具体的にどのようなものかは示されていない。</u></li> </ul> <p>また、現行中期目標の「中央・地方で実施する研修の役割分担の見直し」との記述について、「中央」は厚生労働省、「地方」は都道府県労働局との整理（厚労省の見解）。</p> <p>よって、本法人が独法として研修を行うべきことについての説明はなされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行中期目標に示されているアンケートでの有益度の目標値の設定根拠が乏しい（毎年度、実績はそれを大幅に上回る。）。</li> <li>・ 平成 26 年度の業務実績評価では、研修生、所属長へのアンケートでの有益度が目標値を大幅に上回ったことのほか、厚労省の要望に応えた研修内容の見直しの実施、研究と研修の効果的な連携が図られていることをもって「A」評定としている。</li> </ul> <p>しかし、①目標値の妥当性に疑問、②厚労省の要望に応えた研修内容の見直しや、研究と研修の効果的な連携は、そもそも定量的な目標値が</p>	<p>○ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（H25. 12. 24 閣議決定）</p> <p>政策研究機能と研修機能の一体的運営による相乗効果の観点から、引き続き機構が実施</p> <p>○ 現行中期目標</p> <p>研修目的、内容等に関する記述は「円滑な労働行政の推進に貢献する研修を実施する」のみ。</p> <p>○ 目標と実績（26 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修生アンケート有益回答率 85%以上（実績：98.0%）</li> <li>・ 所属長アンケート有益回答率 85%以上（実績：96.9%）</li> <li>・ イブニングセッション：年 15 回開催（実績：33 回）</li> </ul>

		<p>未設定。また、「研究と研修の効果的な連携」は、本法人での研修を継続することした際の前提条件</p> <p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>独法として労働行政担当職員等に対する研修を行う意義</u>について国民への説明責任を果たす観点から、①（厚生労働省ではなく）<u>独法に実施させるべき研修は具体的にどのようなものか</u>、②地方（厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局）ではなく <u>中央で行うべき研修は具体的にどのようなものか</u>を <u>明確に示すべき</u>ではないか。</li> <li>・ 研修の目的に照らしてより適切な評価を行うため、研修に関する指標・目標値について、過去の実績等を反映したより合理的かつ妥当なものとなるよう整理、見直し（実績に即してより厳しく設定）を行うべきではないか。</li> <li>・ 上記について、次期中期目標において明記すべきではないか。</li> </ul>	
4	<p>[その他]</p> <p>本法人が果たすべき役割・責任の明確化</p>	<p>○ 実態、問題意識等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究業務については、平成 22 年 5 月の厚生労働省内仕分けにおいて、大学等民間への委託により実施すべきとの指摘。また、労働大学校については、平成 22 年 5 月の行政刷新会議事業仕分けにおいて、国へ移管すべきである旨の評定</li> <li>・ 上記のような経緯がある中で、現行中期目標においては、機構の役割として、独法として研究や研修を行う具体的な意義等は未記載（前文で、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成 14 年法律第 169 号）第 3 条を引用しているのみ）</li> </ul> <p>○ 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本法人の位置付けとミッションについて分かりやすく国民に説明する</u></li> </ul>	<p>○ 本法人に関する過去の指摘等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究業務について、大学等民間への委託により実施すべき（H22.5 厚生労働省内仕分け） ⇒（対応）厚生労働省から調査研究を委託する場合の、民間と機構の役割分担の考え方の徹底</li> <li>・ 労働大学校について、国へ移管すべき（H22.5 行政刷新会議事業仕分け） ⇒（対応）「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（H25.12.24 閣議決定）において、政策研究機能と研修機能の一体的運営による相乗効果の観点から、引き続き機構が実施</li> </ul>

		<p><u>観点</u> から、労働政策研究、労働行政担当職員研修等の業務について、<u>国の重要な政策との関係</u> や、他の労働に関する研究機関等（大学、民間企業等）ではなく、独立行政法人として果たしうる役割、<u>独立行政法人として実施することにより何を指すのか</u> について、<u>明確化すべき</u> ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記について、次期中期目標において明記すべきではないか。</li></ul>	<p>○ 現行中期目標前文</p> <p>「厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する労働政策研究及び労働行政担当職員研修を効果的かつ効率的に実施」との記載のみ</p>
--	--	--	--

## 「独立行政法人の内部統制及びインセンティブの取組に関する実態調査」に関する状況報告

### 1 調査概要

- 本年度の委員会重点取組課題である「内部統制及びインセンティブの取組に関する実態調査」を、6月下旬～7月下旬にかけ全88法人に対して実施（調査対象は以下のとおり）。

#### 1. 内部統制

内部統制の 6基本要素のうち以下の2基本要素を対象

- ①リスクの評価と対応：
  - i) リスク管理委員会の整備・運用状況
  - ii) 業務フローの認識及び明確化の状況
  - iii) リスクの識別・評価・低減策の検討に関する状況
- ②モニタリング：
  - i) 監事監査の整備・運用に関する状況
  - ii) 内部監査の整備・運用に関する状況

#### 2. インセンティブ

各法人の政策実施機能を最大限発揮させる観点から、役職員の士気・意欲向上を意図して実施している各種取組を対象（法人に対するインセンティブは対象外としている）

### 2 状況報告

- 現時点で提出のあった法人の全体的な状況（速報）は以下のとおり
- 今後、回答内容を精査の上、必要に応じて 照会・確認を実施
- 参考となる取組事例等について、直接法人を訪問の上、詳細な内容を把握

#### 1. 内部統制

- 多くの法人が 定期的にリスク管理委員会を開催
- 委員会の 運用実態や「業務フローの認識及び明確化」の方法は様々
- 「リスクの識別・評価・低減策の検討」に関する具体的取組状況も、法人により様々
- 多くの法人において「監事の補佐体制の整備」、「監事向け研修への積極的参加」等 監事機能の強化に資する対応が行われている 状況
- 内部監査の位置づけ・人員体制等については、法人規模等により違いがみられる 状況

#### 2. インセンティブ

- 多くの法人が、「役職員・グループに対して 何らかのインセンティブの取組を行っている」と回答
- 通常の人事評価制度等も含め幅広く回答を求めているため、今後の取りまとめに当たっては、具体的内容について精査する方針
- 職員やグループの 顕著な研究成果等に対する表彰や、資格取得に対する補助を行っている例が多い一方、職員による業務改善活動に対し表彰を行っている例も把握